



# 鳥取県公報

平成13年 1月30日(火)  
第 7 2 5 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	健康問題に関する意識調査実施要領（健康対策課）..... 1	1
	飼料の試験の結果の概要（畜産課）..... 2	2
	土地改良法による換地計画の決定（耕地課）..... 3	3
	公共測量の終了（管理課）..... 4	4
	県道の区域の変更（道路課）..... 4	4
	県道の供用の開始（ " ）..... 5	5
選管告示	選挙管理委員会の招集..... 5	5
公 告	歯科技工士試験の実施（医務薬事課）..... 5	5
調達公告	公募型指名競争入札の実施（管理課）..... 7	7

## 告 示

### 鳥取県告示第30号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づき、健康問題に関する意識調査を次の要領により行うので、同条例第2条の規定により告示する。

平成13年 1月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 健康問題に関する意識調査実施要領

#### 1 調査の目的

この調査は、県民の健康問題に関する意識を把握し、今後の健康づくり施策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

#### 2 調査の対象

- (1) 県内に居住する18歳以上の者のうち無作為に抽出した2,000人（男女各1,000人）
- (2) 県内に所在する従業員数が30人以上の事業所のうち無作為に抽出した1,000事業所

#### 3 調査事項

##### (1) 個人

- ア たばこについての意識
- イ 喫煙状況
- ウ お酒についての意識
- エ 飲酒状況
- オ ストレスについての意識

## カ ストレスの状況

## (2) 事業所

ア 事業所内での喫煙対策の状況

イ 事業所内での飲酒対策の状況

ウ 事業所内でのストレス対策の状況

## 4 調査の期日

この調査は、平成13年 1月30日から同年 2月15日までの間において実施する。

## 5 調査の方法

この調査は、郵送した調査票に記入の上返送してもらう方法により実施する。

## 6 調査結果の公表

この調査の結果については、健康問題に関する意識調査報告書を作成し、公表する。

## 鳥取県告示第31号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第21条第6項の規定に基づき、平成12年12月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成13年 1月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

製造事業場の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験の結果の概要							備考
				粗たん 白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシ ウム (%)	リン (%)	水分 (%)	
倉敷市 西日本くみあい飼 料株式会社水島工場	倉吉市清谷町二 丁目135 西日本くみあい 飼料株式会社 鳥取営業所	くみあい配合飼料 和牛繁殖子宝き らきらM	平成 12年 11月	15.1	3.5	6.7	6.7	1.18	0.71	12.4	
神戸市 西日本くみあい飼 料株式会社神戸工 場		くみあい配合飼料 和牛肥育専用 匠	〃	11.8	4.4	4.7	3.5	0.36	0.53	13.0	
		規 くみあい配合飼料 モーレット	〃	21.8	5.4	3.3	5.4	0.93	0.53	12.8	
		くみあい配合飼料 スーパーフレー ク	〃	13.3	3.5	4.4	4.5	0.58	0.46	13.4	
神戸市 昭和産業株式会社 神戸工場	東伯郡泊村大字 石脇394 中村産業株式会 社 中部支店	マルニ印配合飼 料 エクセレント17	〃	17.4	5.6	2.2	10.3	3.03	0.58	11.6	
広島県三原市 日和産業株式会社 三原工場		ニチワ印肉牛用 配合飼料 ニュービーフFP	〃	13.3	3.8	2.1	4.6	0.79	0.45	12.6	
神戸市 日和産業株式会社 神戸工場		ニチワ印肉牛用 配合飼料 ビーフ70前期用	〃	13.6	3.9	5.4	4.4	0.42	0.63	13.6	

福岡県北九州市 門司飼料株式会社 門司工場	倉吉市小鴨 533 - 1 有限会社 桑田飼料店	シンクロドライ	"	17.7	2.9	8.4	4.9	0.68	0.41	13.4
倉敷市 西日本飼料株式会 社		協同印 プライムビーフ 前期	平成 12年 12月	15.2	3.1	5.8	6.7	1.20	0.64	11.9
名古屋市 協同飼料株式会社 名古屋工場		マンナメイト	平成 12年 11月	19.0	3.3	3.0	5.0	0.80	0.53	13.4
倉敷市 西日本飼料株式会 社		協同印 和牛こだから	平成 12年 12月	15.5	3.0	6.3	6.5	1.10	0.54	12.6
鳥取市 倉谷魚粉製造所	鳥取市湯所町 二丁目143 倉谷魚粉製造所	60.0%魚粉	"	65.3			17.4			11.8
倉敷市 中部飼料株式会社 岡山工場	鳥取市本高 315 - 7 株式会社イブキ	マル中印 乳肉用牛飼育用飼料 マクスター	平成 12年 11月	24.6	7.4	5.5	5.9	0.82	0.53	10.2
倉敷市 日本農産工場株式 会社水島工場		ノーサン印 子豚育成用配合飼料 エコスパート	"	15.9	4.1	1.9	4.0	0.67	0.48	12.3
倉敷市 中部飼料株式会社 岡山工場		マル中印 若令牛育成用配合飼料 ビーフ前期	"	15.1	3.5	5.2	4.5	0.55	0.52	12.5
		マル中印 若令牛育成用配合飼料 グロアー	"	14.5	3.4	6.4	5.0	0.60	0.56	12.4
神戸市 西日本くみあい飼料 株式会社神戸工場	鳥取市五反田町 三丁目3 西日本くみあい 飼料株式会社 鳥取営業所 鳥取五反田倉庫	農協のえさ びゅあ システム専用和 牛育成用	"	17.6	3.5	7.2	6.0	0.84	0.56	12.4
倉敷市 西日本くみあい飼料 株式会社水島工場		くみあい配合飼料 和牛もくもくほ いく (E X)	平成 12年 10月	18.8	3.3	5.3	5.6	0.88	0.45	12.8

注1 飼料の名称の欄中「規」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

注2 試験の結果の概要の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合には、備考の欄に該当成分の過不足量を示す。

**鳥取県告示第32号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る庄内地区（第5工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年 1月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成13年 1月31日から20日間

3 縦覧に供する場所

名和町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第33号**

測量法(昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、日南町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成13年 1月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 作 業 種 類 公共測量 (日南町土地利用計画図作成)

2 作 業 地 域 日野郡日南町菅沢、宝谷、印賀、折渡、生山、霞、丸山、矢戸、三栄、宮内、河上、花口及び神戸上地内

3 終了年月日 平成12年12月29日

**鳥取県告示第34号**

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成13年 1月30日から 2週間鳥取県土木部道路課 (鳥取市東町一丁目220) において一般の縦覧に供する。

平成13年 1月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
西伯根雨線	変更前	西伯郡西伯町大字中字三反田985地先から同大字字スミガ市山822 - 1地先まで	7.0 ~ 40.5	528.0
	変更後	西伯郡西伯町大字中字三反田985地先から同大字字スミガ市山822 - 1地先まで	12.9 ~ 40.5	500.0
		西伯郡西伯町大字中字三反田1436地先から同大字字スミガ市山824 - 1地先まで	7.0 ~ 22.0	285.0
上大立横田線	変更前	倉吉市福本字畑田603 - 1地先から同市三江字瓜田1301地先まで	7.5 ~ 23.0	850.0
	変更後	倉吉市三江字狭間1387地先から同市三江字長ヲサ1338地先まで	7.5 ~ 10.3	538.0
		倉吉市福本字畑田603 - 1地先から同市三江字瓜田1301地先まで	12.0 ~ 46.0	864.0

**鳥取県告示第35号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成13年1月30日から2週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成13年 1月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
西伯根雨線	西伯郡西伯町大字中字三反田985地先から同大字字スミガ市山822 - 1地先まで	平成13年 2月 1日
〃	西伯郡西伯町大字中字三反田1436地先から同大字字スミガ市山824 - 1地先まで	〃
上大立横田線	倉吉市福本字畑田603 - 1地先から同市三江字瓜田1301地先まで	〃

---

**選挙管理委員会告示**

---

**鳥取県選挙管理委員会告示第6号**

平成13年第3回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成13年 1月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成13年 2月 8日（木） 午後 2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
  - （1） 船岡町長選挙に係る審査申立について
  - （2） その他

---

**公 告**

---

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成13年 1月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 試験期日

実地試験 平成13年3月4日(日) 午前9時から

学説試験 平成13年3月5日(月) 午前9時から

## 2 試験場所

鳥取市富安二丁目84 鳥取歯科技工専門学校

## 3 試験科目

実地試験 歯科技工実技

学説試験 歯科理工学、歯の解剖学、顎<sup>がく</sup>口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規

## 4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者(平成13年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。)
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者(平成13年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。)
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

## 5 受験願書の受付期間

平成13年2月1日(木)から同月9日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送の場合は、平成13年2月9日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。

## 6 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医務薬事課

## 7 受験願書の添付書類

- (1) 履歴書
- (2) 受験資格を証する書類
  - ア 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書(卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成13年3月31日までに卒業証明書を提出すること。)
  - イ 4の(3)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類
  - ウ 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類
- (3) 写真(手札形台紙付とし、出願前6月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面に「シギ」の記号、撮影年月日及び氏名を記載したものとする。)

## 8 受験手数料及び納入方法

受験手数料は、36,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。

## 9 合格者の発表等

平成13年3月16日(金)正午に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎の1階掲示板に掲示するとともに、当該合格者には合格証書を交付する。

## 10 その他

- (1) 受験願書及び履歴書の用紙は、鳥取県福祉保健部医務薬事課において交付する。

- (2) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (3) その他受験についての詳細は、鳥取県福祉保健部医務薬事課（電話0857 - 26 - 7189）に照会すること。

## 調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年 1月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 工事の概要

- (1) 工事名 県営住宅上粟島団地第一期建替工事
- (2) 工事場所 米子市彦名町
- (3) 工事内容
- ア 本件工事は、居住水準の高い良質の県営住宅の建設及び周辺地区内における駐輪場、トランクルーム等の整備を行う工事である。
- イ 本件工事は、別途発注の電気設備工事及び機械工事と協調を図り実施する必要がある。
- (4) 工事の詳細
- ア 住 棟
- |              |           |
|--------------|-----------|
| 鉄筋コンクリート造3階建 |           |
| 建築面積         | 887.57㎡   |
| 延べ床面積        | 2,154.51㎡ |
- イ トランクルーム・駐輪場・ポンプ室
- |       |         |
|-------|---------|
| 建築面積  | 150.16㎡ |
| 延べ床面積 | 150.16㎡ |
- ウ その他 外構一式
- (5) 工 期 平成13年3月から平成14年2月25日まで
- (6) 予定価格 363,229,650円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる次項をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に本店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 建築工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 平成11年鳥取県告示第375号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。
- (5) 入札参加資格告示五による資格決定通知書に記載された一般建築工事に係る総合点数が1,020点以上であること。
- (6) 平成13年1月30日（火）から同年2月8日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 平成12年4月1日（土）からあって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生

法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立が行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

- (8) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (9) 平成3年度以降に工事が完成し引き渡し完了している鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で一棟の延べ床面積が500平方メートル以上の建物の建築工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (10) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準をすべて満たす監理技術者を専任で配置できること。
- ア 平成3年度以降に同種工事を施工監理した経験を有する者であること。
- イ 建築工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条に規定する1級建築士の免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の検定に合格した者であること。

### 3 技術資料の作成及び提出

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

##### ア 交付期間及び時間

平成13年1月30日（火）から同年2月8日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

##### イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）  
八頭郡家町大字郡家100 鳥取県郡家土木事務所総務課（八頭総合事務所内）  
倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉土木事務所総務課（中部総合事務所内）  
米子市鞆町一丁目160 鳥取県米子土木事務所総務課（西部総合事務所内）  
日野郡日野町根雨140-1 鳥取県根雨土木事務所総務課（日野総合事務所内）

#### (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

##### ア 提出期間及び時間

(1) のアに同じ。

##### イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

##### ウ 提出方法

持参すること。

#### (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

### 4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

